

スマート農業機械導入加速化支援事業費補助金交付等要綱

(趣旨)

第1条 スマート農業は、農業者の高齢化や人手不足への対応、農作業の高度化・効率化に向けて期待が寄せられている。スマート農業機械の中でも自動走行が可能となる自動操舵システムは、高精度な作業やオペレーターの負担軽減等が図られるが、機械の導入が進んでいない。そこで、ほ場の大区画化等の栽培体系への転換と一体的な自動操舵システム等の導入を支援し、スマート農業技術の普及・推進を図る。

(通則)

第2条 この要綱は、富山県補助金等交付規則（昭和37年富山県規則第10号。以下「規則」という。）第21条の規定に基づき、スマート農業機械導入加速化支援事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(事業内容等)

第3条 知事は、第1条の趣旨を踏まえ、事業実施主体が実施する別表に掲げる補助対象機械の導入に要する経費に対し、予算の範囲内において、補助金を交付するものとする。

(交付申請及び配分)

第4条 補助金の交付を受けようとする者は、第5条の規定による交付申請書を提出するものとする。

2 交付金の配分に当たっては、別に定める配分基準により優先順位等の設定を行うものとする。

(交付申請書及び添付書類の様式)

第5条 規則第3条に規定する交付申請書は、様式第1号とし、これに添付する書類の様式は、様式第2号とする。

(交付条件)

第6条 規則第5条の規定により補助金の交付に付する条件は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 補助事業に要する経費の配分又は補助事業の内容を変更する場合には、知事の承認を受けること。ただし、事業費の30%未満の軽微な変更については、この限りでない。

(2) 補助事業が予定の期間内、または、事業実施年度の2月28日のいずれか早い日までに完了しない場合は、その理由及び補助事業の遂行状況を速やかに知事に報告し、その指示を受けること。

(3) 補助事業を中止し、又は廃止する場合には、知事の承認を受けること。

(4) 補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出についての証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を事業完了の翌年度から起算して5年間保管しなければならないこと。

(5) 補助事業により取得し、又は効用の増加した機械及び器具については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数を経過するまで、知事の承認を受けないでこの補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならないこと。

(6) 補助事業により取得し、又は効用の増加した機械及び器具については、事業完了後にお

いても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならないこと。

(7) 知事の承認を受けて(5)に定める機械及び器具を処分することにより収入があった場合は、その収入の全部又は一部を県に納付させることがあること。

(8) その他補助金の交付の決定に際し知事が特に定めた事項。

(変更交付申請書の様式)

第7条 前条第1号の規定により知事の承認を求める場合の申請書の様式は、様式第3号のとおりとする。

(交付決定前着手)

第8条 交付決定前に着手する場合は、事業実施主体は知事に交付決定前着手届(様式第6号)を提出するものとする。

(実績報告書及び添付書類の様式)

第9条 規則第12条に規定する実績報告書及びこれに添付する書類の様式は、様式第4号のとおりとする。

2 前項の実績報告書の提出期限は、事業完了の日から30日以内又は当該年度の3月31日のいずれか早い日とする。

(消費税及び地方消費税の取扱い)

第10条 補助金の交付を受けようとする者は、第5条の申請書を提出するにあたって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。)があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかでない場合は、この限りでない。

2 補助金の交付を受けようとする者は、前項ただし書きにより補助金交付申請した場合にあって、第9条の実績報告書の提出時に、当該補助金に係る消費税等仕入控除税額があることが明らかになった場合には、これを補助金から減額して報告するものとする。

3 補助金の交付を受けようとする者は、第1項ただし書きにより補助金交付申請した場合にあって、第9条の実績報告書の提出した後に、当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、その金額(前項の規定により減額した場合については、その金額が減じた額を上回る部分の金額)を当該補助金に係る消費税等仕入控除税額の確定に伴う報告書(様式第5号)により報告し、その額を速やかに知事に返還しなければならない。

(帳簿等の整備保管)

第11条 補助金の交付を受けようとする者は、補助事業に係る収入及び支出を明確にした帳簿及び証拠書類を整備し、事業終了の年度の翌年度から起算して5年間整備保管しなければならない。

(留意事項)

- 第 12 条 補助金の交付を受けようとする者は、次の各号に留意して事業を実施するものとする。
- (1) 本事業の適正な執行に関する指示に対して、速やかな対応をとることが可能な者であること。
 - (2) 補助事業の完了後においても補助事業により取得した機械の利用状況や導入効果について、知事の求めに応じて報告すること。

(雑則)

第 13 条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 8 年度分の補助金から適用する。

別表

事業実施主体	認定農業者、認定新規就農者、集落営農組織及び農業者が構成員となっている組織									
補助対象機械	<p>補助対象機械ごとの使用するほ場の面積要件</p> <table border="1" data-bbox="416 327 1289 483"> <thead> <tr> <th>補助対象機械</th> <th>使用するほ場の面積</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ロボット農機</td> <td>1ha 以上</td> </tr> <tr> <td>自動操舵トラクタ・田植機等</td> <td>50a 以上</td> </tr> <tr> <td>後付け自動操舵・レベリングシステム</td> <td>50a 以上</td> </tr> </tbody> </table> <p>補助対象機械は、作業ほ場のうち上表に示した面積以上のほ場で使用する計画であること。ただし、中山間地において自動操舵トラクタ・田植機等、後付け自動操舵・レベリングシステムを導入する場合、作業ほ場の1筆あたりの面積が拡大する計画であると認められるときは、この限りではない。</p> <p>原則として、農機データについて、農業者等が当該データを当該農機メーカー以外のシステムでも利用できるようにするため、データを連携できる環境を整備しているメーカーのものを選定すること。</p>		補助対象機械	使用するほ場の面積	ロボット農機	1ha 以上	自動操舵トラクタ・田植機等	50a 以上	後付け自動操舵・レベリングシステム	50a 以上
補助対象機械	使用するほ場の面積									
ロボット農機	1ha 以上									
自動操舵トラクタ・田植機等	50a 以上									
後付け自動操舵・レベリングシステム	50a 以上									
補助率・補助上限	<table border="1" data-bbox="416 842 1201 999"> <thead> <tr> <th>補助対象機械</th> <th>補助上限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ロボット農機</td> <td>5,000 千円</td> </tr> <tr> <td>自動操舵トラクタ・田植機等</td> <td>3,000 千円</td> </tr> <tr> <td>後付け自動操舵・レベリングシステム</td> <td>830 千円</td> </tr> </tbody> </table> <p>補助率は事業費の1/3以内とし、補助金の額は事業費に補助率を乗じて得た額あるいは上表の補助上限のいずれか低い額とする。ただし、補助金の額のうち千円未満については切り捨てる。</p>		補助対象機械	補助上限	ロボット農機	5,000 千円	自動操舵トラクタ・田植機等	3,000 千円	後付け自動操舵・レベリングシステム	830 千円
補助対象機械	補助上限									
ロボット農機	5,000 千円									
自動操舵トラクタ・田植機等	3,000 千円									
後付け自動操舵・レベリングシステム	830 千円									

富山県知事 殿

住所
事業実施主体名
代表者役職・氏名

令和 年度スマート農業機械導入加速化支援事業費補助金交付申請書

令和 年度において、スマート農業機械導入加速化支援事業を実施したいので、スマート農業機械導入加速化支援事業費補助金 円を交付されるよう富山県補助金等交付規則第 3 条の規定により、次の関係書類を添えて申請する。

関係書類

- ・スマート農業機械導入加速化支援事業実施計画書（様式第 2 号）
- ・仕様書（規模決定根拠等）、見積書
- ・その他必要な書類（口座名義・番号がわかるもの）

.....

(補助金交付予定口座の情報)

金融機関名	
支店名	
口座種別	
口座番号	
(フリガナ) 口座名義	

スマート農業機械導入加速化支援事業実施計画書

1 事業の目的

--

2 経営の概要等

	現状（令和 年度）	計画（令和 年度）
①経営面積 （作業受託面積を含む）	ha	ha
②経営面積のうち 園芸品目の作付面積	ha	ha
③1筆当たりの面積 （大区画化を図る圃場）	ha	ha
④労働時間	時間	時間
⑤スマート農業・農作業 安全の研修会への参加	研修会に参加する / 研修会に参加しない	
⑥農業機械士の認定 （経営者、従業員等）	認定されている / 認定されていない (氏名:)	
⑦取得している GAP の 認証	GLOBAL G. A. P. ・ ASIAGAP ・ JGAP / いずれの認証も取得していない	
⑧女性の経営参画	女性の経営者、役員がいる / 女性の常時従事者がいる / どちらでもない	

※計画年度は現状年度の3年後とする。

※③一筆当たりの面積（大区画化を図るほ場）については、経営面積のうち今後大区画化を図るほ場の面積の和を筆数で除して算出する。また、中山間地において自動操舵トラクタ・田植機等、後付け自動操舵・レベリングシステムを導入するものの導入機械を活用するほ場の面積が50aに満たない場合、作業ほ場1筆あたりの面積が拡大することが分かる計画とすること。

※④労働時間については経営面積が拡大する等操業時間全体が高まる場合、単位面積あたりの労働時間を算出しても良い。

3 事業実施計画

導入機械種別	実施時期	具体的な導入機械メーカー、型番等	事業費 (円、税込み)
計			

4 経費の配分

(単位：円)

区 分	総事業費 (税込み)	負担区分			備考
		県 費	事業実施主体	その他	
計画					
(実績)					
計					

(注)備考欄には、仕入れに係る消費税等相当額について、これを減額した場合には「減額した金額」を、同税額がない場合は「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」とそれぞれ記載してください。

5 事業完了予定年月日

機械導入予定： 令和 年 月 日

6 構成員（任意組織の場合）

氏名	住所	備考

番 号
令和 年 月 日

富山県知事 殿

住所
事業実施主体名
代表者役職・氏名

令和 年度スマート農業機械導入加速化支援事業費補助金変更交付申請書

令和 年 月 日付け富山県指令農第 号で補助金の交付の決定の通知があった、スマート農業機械導入加速化支援事業について、下記のとおり変更したいので、スマート農業機械導入加速化支援事業費補助金交付等要綱第 4 条第 1 項の規定に基づき、関係書類を添えて申請する。

記

既交付決定額	金	円
変更交付申請額	金	円
追加交付申請額	金	円

(注) 添付する関係書類は、様式第 2 号の関係書類の「事業の目的」を「変更の理由」と書き換え、補助金の交付決定により通知された事業の内容および経費の配分と変更後の事業の内容および経費の配分とを容易に比較対照できるように、変更部分を二段書きにし、変更前を括弧書きで上段に記載すること。ただし、当該変更の対象外となる事項については、省略する。

富山県知事 殿

住所
事業実施主体名
代表者氏名

令和 年度スマート農業機械導入加速化支援事業実績報告書

令和 年 月 日付け富山県指令農第 号で補助金の交付の決定の通知があった、スマート農業機械導入加速化支援事業について、富山県補助金等交付規則第 12 条の規定により、その実績を報告する。

記

添付資料

- ・※実施計画書を参考として、実績を記載したもの
- ・仕様書（機種を指定しない場合）、見積書、請求書、納品書の写し等
- ・領収書、通帳の写し等、支払ったことが分かる書類
- ・写真等、事業内容が分かる書類
- ・その他必要な書類

富山県知事 殿

住所
事業実施主体名
代表者役職・氏名

令和 年度スマート農業機械導入加速化支援事業に係る消費税等仕入控除税額の確定に伴う報告書

令和 年 月 日付け富山県指令農第 号で補助金の交付の決定の通知があったスマート農業機械導入加速化支援事業について、スマート農業機械導入加速化支援事業費補助金交付等要綱第10条第3項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

- | | | |
|---|---|---|
| 1 | 補助金額（知事が確定通知書により通知した額） | 円 |
| 2 | 補助金の額の確定時における消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額 | 円 |
| 3 | 消費税額及び地方消費税額の確定に伴う補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額 | 円 |
| 4 | 補助金返還相当額（3－2） | 円 |

（注）別紙として積算の内訳を添付すること。

番 号
令和 年 月 日

富山県知事 殿

住所
事業実施主体名
代表者役職・氏名

令和 年度スマート農業機械導入加速化支援事業の交付決定前着手届

令和 年度スマート農業機械導入加速化支援事業実施計画書に基づく事業について、下記条件を了承の上、補助金交付決定前に着手したいので届け出ます。

記

- 1 交付決定を受けるまでの期間内に、天災地変の事由によって実施した事業に損失を生じた場合、これらの損失は、事業実施主体が負担すること。
- 2 交付決定を受けた補助金額が交付申請額又は交付申請予定額に達しない場合においても、異議がないこと。
- 3 当該事業については、着手から補助金交付決定を受けるまでの期間内においては、計画変更は行わないこと。

添付資料

- ・スマート農業機械導入加速化支援事業実施計画書